

那須塩原市農業委員会

# 第14回総会議事録

平成30年8月27日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：平成30年8月27日(月) 午後1時～ 午後3時23分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所 300会議室

3. 出席委員：20名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 文弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：6番 辻野 京子委員、7番 竹村 文祥委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業振興整備計画の変更について（編入関係）
- 5) 議案第5号 農業振興整備計画の変更について（除外関係）
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 報告第1号 第13回総会（7月）における継続審議案件について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	金子 嘉	農地係主査	印東恵

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

事務局長 皆さんこんにちは、開始時間が1時30分から1時と変更になりましたが、委員全員のご出席という事でありありがとうございます。

会議の前に報告があります。

まずは、今回の議案件数が大変多く、通常の現地調査の班編成プラス、金田委員と竹村委員にご協力頂きましたこと、ご報告いたします。お忙しい中大変ありがとうございました。

それと議案の追加がございますので、お手元に差し替えを用意してございます。

こちらの9番の報告を追加するものでございます。事務連絡は、以上です。

それでは、那須塩原市農業委員会第14回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。

よろしく願いいたします。

《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第14回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20名全員でございますので、総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号6番 辻野京子委員、議席番号7番 竹村文祥委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番については、関連がありますので、まとめて益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第1号、番号1番から4番について、関連がございますので、一括で調査結果を報告いたします。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。

農地を売買する申請でございます。

なお、譲渡人と譲受人の関係は、兄弟でございます。

調査は8月20日、午前9時頃より、申請地において申請人から行いました。

申請地は、市立鍋掛小学校より南東へ約1キロメートルに位置しております。

売買する理由といたしましては、親の死去により、それぞれが相続し譲受人が一活し、耕作管理を行ってききましたが、兄弟もそれぞれ高齢となり今後の事を考えた時、土地を守ってきた譲受人に託すのが一番と思い今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況でございますが、水稻約1.4ヘクタール、ネギなどの野菜、飼料用とうもろこしを作付し、熱心に励んでおります。

申請地の耕作予定でございますが、引き続き水稲、ネギなどの野菜、飼料用とうもろこしを作付するとの事でございます。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実にございます。

また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。

番号1番から4番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上でございます。

議長 報告が終わりました。

番号1番から4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番から4番については許可することに決しました。

番号5番について加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央 委員 議案第1号、番号5番について、調査結果を報告します。

農地を贈与する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

譲渡人と譲受人の関係は、親子です。

調査は8月23日、午後2時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅から南へ2.5キロメートルに位置しております。

贈与する理由としては、譲渡人は、高齢なため農業経営を譲受人に引き継ぎたいとの事です。

譲受人の経営状況は、現在水稲210アール、野菜20アールを作付けております。

申請地の耕作予定は、野菜を作付する予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実にです。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番、7番及び8番については、関連がありますので、まとめて辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第1号、番号6番、7番、8番について調査結果を報告します。

農地を贈与する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は8月19日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ300メートルに位置しています。

贈与する理由としては、親より譲渡された各々の農地81アールだったが、譲渡人は耕作する

ことが出来ず、譲受人が耕作していたのが現状。譲渡人はこれからも年齢などを考えて耕作することは不可能と言う事なので、譲受人へ譲渡する事になったという事です。

譲受人の経営状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、その他共同でコンバインを所有しており、自作所有地で水田においては、水稻と畑で家庭菜園を行い経営に問題はありません。

申請地の耕作予定は、水稻及びスナップエンドウなどと家庭菜園を行っていく予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番、7番、8番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号6番から8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番から8番については許可することに決しました。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、及び2番について金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第2号、番号1番、2番について続けて報告いたします。

まず、番号1番について調査班を代表して報告いたします。

申請人が所有する農地で駐車場の整備を行うための申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より南西へ2キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時10分頃に行いました。

申請地の立地状況ですが、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。

本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断いたしました。

申請に至った経緯として、申請人は申請地を駐車場として利用していましたが、農地であったことが判明した為、本申請に至ったものです。

今後は、違反する事の無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地へ駐車場を整備する内容です。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用しても問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、番号2番について調査班を代表して報告します。

申請人が所有する農地へ一般住宅の敷地を拡張するための申請です。

申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より南東へ900メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時35分頃に行いました。

申請地の立地状況ですが、申請地は周辺農地の広がりがある区域にあるので、第2種農地区分となります。本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯として、申請人が申請地を売却しようとした際、農地であったことが判明した為申請に至ったものです。

今後は、違反する事の無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地を既存住宅地と一体利用する内容です。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用しても問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約900メートルの所に位置しています。

現地調査は8月22日、午前11時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がりがある区域にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、譲受人は、市内のアパートに3人で居住し、埼玉県内にて美容室を営んでおります。将来は地元に戻り自宅と美容室を持とうと計画しました。実家の近くは住環境も良く、また、高齢となった両親の面倒も見られる最良の状況であり、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築し乗用車3台分の駐車場を整備する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて敷地内処理とします。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

また、現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地へ旅館の敷地を拡張するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野駅より東へ約900メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時10分頃に行いました。

申請地の状況、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分になります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本件は既存敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当しません。

申請に至った経緯としては、申請人は、ホテルを経営しており、現在の駐車場では狭い為、駐車場の確保が急務と考え、現在の駐車場の隣接土地を譲ってもらえる事となり、本申請に至りました。

事業計画は、申請地を既存旅館敷地と一体利用する内容です。

給排水の計画はなく、雨水は側溝にて集水後、雨水浸透槽にて処理します。

周囲に土留めブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用には問題はないと判断いたしました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

続きまして番号3番について益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第3号、番号3番について調査班を代表して報告いたします。

売買により申請地を資材置き場にするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。  
申請地は、西那須野・塩原インターチェンジより西へ約1.5メートルに位置しています。  
現地調査は8月23日、午前10時30分頃に行いました。

申請地の立地状況でございますが、申請地は都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯でございますが、養蜂業を営んでおり、作業効率、土地の希望面積とも納得が出来、蜂の飼育に最適と考え今回の申請に至りました。

事業計画でございますが、申請地へ資材置き場を整備する内容です。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理といたします。

隣地との境界付近に緑地帯を設置し、土砂及び雨水の流出を防止いたします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番、及び5番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第3号、番号4番、5番について調査班を代表して報告いたします。

まず、最初に4番について報告いたします。

売買により申請地に建売住宅を建設するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西中学校から南西へ1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時25分頃に行いました。

申請地の立地状況としては、申請地は都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯としては、申請人は、栃木県を中心に建売事業を中心とした事業展開をしている開発業者です。申請地は、幹線道路沿いにあり、学校・病院・ショッピング店などあり住宅地としては最適な場所にあるので本申請に至りました。

事業計画としては、申請地に建売住宅を建築する内容となっております。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透池にて処理します。

周囲に化粧ブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続いて、5番について報告いたします。

売買により申請地を工場敷地拡張するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より西へ1キロメートルに位置しています。



現地調査は8月23日、午前10時15分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可の区域ですが、本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯として、現在隣接地において業務を行っていますが、災害復旧や、オリンピック関係工事等の業務依頼が増加しているため、資材置き場が不足しており、資材置き場拡張のため本申請に至りました。

事業計画は、申請地に資材置き場を整備する内容となっています。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内雨水浸透溝にて処理します。

周囲にフェンスを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上で終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

続いて番号6番及び7番について益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第3号、番号6番、7番について調査班を代表して報告いたします。

初めに番号6番について報告します。

売買により申請地に犬の運動場と駐車場を整備するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市塩原支所から南西へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前11時40分頃行いました。

申請地の立地状況でございますが、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。

申請に至った経緯でございますが、ブリーダーを行っており、更なる繁殖技術の向上と効率化を図る一環として隣接する農地を業務拡大適地と定め、今回の申請に至りました。

事業計画でございますが、申請地に犬の運動場と駐車場を整備する内容となっております。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理といたします。

周囲にフェンスを設置し土砂及び雨水の流出を防止いたします。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断いたしました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続きまして、番号7番について調査班を代表して報告いたします。

売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりでございます。

申請地は、西那須野・塩原インターチェンジより南東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時10分頃に行いました。

申請地の立地状況、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断いたしました。

申請に至った経緯としましては、産業道路沿いでバスの運行管理上、利便性からみても申請地が適地と考え今回の申請に至りました。

事業計画でございますが、申請地に大型バス5台分の駐車場を整備する内容となっております。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理といたします。

周囲に土羽等を設置し土砂及び雨水の流出を防止いたします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号6番について質疑、ご意見はございますか。

稲垣政一 委員 6番について、転用の目的が犬の運動場となっているのですが、こういった場合に、これは多分ブリーダーと言う事で、営業目的で許可になったと思うのですが、これが一般の家庭のただのペットしての場合はどうなのでしょう。

それと法務局で、犬の運動場と言う事で、地目変更を受付してくれるのですか。ちょっとお伺いしたい。

事務局 今回の目的が、犬のブリーダーという事なので、通常のペットの運動場とはまた違った考えでの事業の目的という事で、ここでしか目的の達成が出来ないので許可が可能と思われ。

登記の地目変更なのですが、犬の運動場では地目がなく、犬の運動場については雑種地となると思われませんが、これについては、特に確認しておりません。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員 議案第3号、番号8番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地にアパートを建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ハローワーク黒磯より北西へ約730メートルの所に位置しています。

現地調査は8月22日、午後2時10分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、譲受人はアパート経営を生業としており、将来の資産形成・経営安定のために計画しました。近年申請地は、主要地方道路西那須野・那須線開通に伴い商業施設、住宅地として発展している。住環境、各種利便性に優れていることからアパートを経営するに当たり最適な土地と判断し本申請に至りました。

事業計画は、申請地にアパート1棟を建築し、駐車場22台を整備する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL型擁壁等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

また、現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

続いて番号9番及び、10番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第3号、番号9番、10番について報告させていただきます。

まず初めに議案第3号、番号9番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地に駐車場を整備するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須野塩原市立三島中学校より北西へ約90メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、業務拡張計画するにあたり既存事業敷地に近く、配送車両及び従業員の敷地内における業務追行及び安全対策のため最良の場所と判断し本申請をしたという事です。

事業計画としては、申請地に駐車場38台分を整備する内容となっています。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内雨水浸透溝にて処理します。

周囲に化粧ブロック及びフェンスを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第3号、番号10番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により申請地へ一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約800メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時35分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存の集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、現在家族4人で大田原市内の団地に住んでおりますが、将来を考え妻の実家にて母親とともに一緒に子育てをと考え母より承諾を得ることが出来、今回の申請に至ったとの事です。

事業計画としては、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。

上水道は市の施設を利用し、汚水は集落排水にて処理します。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

コンクリートブロックを設置し既存の土留とともに、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です

議長 報告が終わりました。

まず番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

次に番号11番及び12番について松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員 11番12番続けて発表します。

まず、最初に、議案第3号、番号11番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に太陽光事業をするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より西へ約500メートルのところに位置しています。

現地調査は8月22日、午前9時10分頃に行いました。

申請地の立地状況は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

転用に至った経緯は、譲受人は、電気事業を主体に設立し、主に売電を目的とした会社です。太陽光を設置することで、安定した売り上げが出来ると考え本申請に至りました。また、譲渡人も地形の悪い申請地を永年耕作放棄地としていることが、気がかりとなっていたところ、太陽光発電施設の話があり、本申請に至りました。

事業計画は、申請地にソーラーパネル284枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は75,995キロワットアワーを見込んでいます。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

また現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続いて、議案第3号、番号12番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1.5キロメートルのところに位置しています。

事業が完了している那須塩原駅前の区画整理事業地内です。

現地調査は8月22日、午前10時55分頃に行いました。

申請地の立地状況は、都市計画法上の第2種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、譲受人は申請地近隣の貸家に妻・子供と居住していますが、現在の貸家は手狭であり、将来のことを考え生活を営む上で交通の便が良く、学校・医療施設等も整っており、非常に理想的な場所であり、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築し乗用車2台分の駐車場を整備する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は区画整理地内の雨水浸透池にて処理します。

周囲にもがり等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

また、現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号11番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に番号12番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

番号13番について益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第3号、番号13番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により申請地へ一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は、祖父と孫です。

申請地は、西那須野・塩原インターチェンジより南西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時25分頃に行いました。

申請地の立地状況でございますが、申請地は都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯でございますが、現在アパート暮らしをしておりますが、結婚を機に今後のことを考え、住宅建築を計画したところ、祖父所有の土地を提供するという申出があり、今回の申請となりました。

事業計画でございますが、事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっております。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽で処理いたします。

雨水は敷地内にて地下浸透処理し、周囲に植栽を設置し、既存のブロック塀や植栽とともに土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はございますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号13番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。

次に議案第4号「農業振興地域計画変更について（編入）」を議題といたします。

番号1番、及び2番について稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員 議案第4号、番号1番2番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は東北本線那須塩原駅から東北東に800メートルに位置しております。

調査は8月22日、午前10時40分頃に行いました。

申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、水稲772アール、大豆256アール、カーネーション800坪を栽培しております。

申請地の利用予定としては、水稲19.34アールの作付けを予定しております。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終

ります。

続けて、2番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、同じく市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は東北本線那須塩原駅から北東に800メートルに位置しています。

調査は8月22日、午前9時50分頃に行いました。

申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、水稲203アールを作付しております。

申請地の利用予定としては、水稲0.52アールの作付けを予定しております。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、1番について、申請者と所有者の件なのですが、申請者と所有者の関係は、これは兄弟なのか、申請者と所有者は同じなのかと私は考えるのですが、これが違う訳を説明してほしい、どういう受付なのか。

事務局 これは、耕作者と所有者の関係と言う事で、編入する前に耕作者からの申請になります。

石崎清 委員 所有者でなく、耕作者の申請という事で、そういう場合の受け付けもできるという事ですね。そうすると、耕作者の方が強いと、これは利用権設定をしている人が出来るという内容なのか。

三本木直人 委員 この件に関しては、地元調査委員なので私の方から、所有者の親の代に所有者と契約が結ばれて、それ以来ずっと賃貸借で耕作を行っているという状況です。

この方にも当然意向は伺っておりまして、書類上は耕作者から出ているという状況で、当然地権者からの方からも意向は、いいと言う事で伺っている。そんな内容です。

議長 他に質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので稲垣政一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので稲垣政一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、変更相当として市長へ回答いたします。

続いて番号3番、4番について稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員 議案第4号、番号3番4番について調査結果を報告いたします。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。  
申請地は東北本線那須塩原駅から東に800メートルに位置しています。  
調査は8月22日、午前10時15分頃に行いました。  
申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。  
申請人の経営状況は、水稲600アール、飼料作物200アール作付しております。  
申請地の利用予定としては、水稲179.94アール、畑30アール、飼料作物94アールの作付けを予定しております。  
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。  
本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、番号4番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、同じく市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。  
申請地は東北本線那須塩原駅から東北東に800メートルに位置しています。  
調査は8月22日、午前10時30分頃に行いました。  
申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。  
申請人の経営状況は、水稲50アール、野菜10アールを栽培しております。  
申請地の利用予定としては、水稲104アールの作付けを予定しております。  
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。  
本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので稲垣政一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、変更相当として市長へ回答いたします。  
次に番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので稲垣政一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、変更相当として市長へ回答いたします。  
次に番号5番、6番について島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第4号、番号5番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。  
申請地はJR那須塩原駅から東北東に4.2キロメートルに位置しています。  
調査は8月22日、午前10時30分頃に行いました。



申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。  
申請人の経営状況は、本人と長男が従事し、2ヘクタールの農地に米を作付しています。  
申請地の利用予定としては、圃場整備事業を実施し引き続き米を作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。  
本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

ひき続き、議案第4号、番号6番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅から東北東に4.2キロメートルに位置しています。

調査は8月22日、午前10時20分頃に行いました。

申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、本人と家族が従事し、約6ヘクタールに米を作付しています。

認定農業者の認定を受けています。今後も規模拡大をしていきたいとの事です。

申請地の利用予定としては、圃場整備事業を実施し、水稻とカーネーションの作付けをする予定です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

まず番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、変更相当として市長へ回答いたします。

続いて番号7番、8番について島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第4号、番号7番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。  
変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅から東北東に4.2キロメートルあと件数が多いので東に5キロメートルに位置しているのがあります。

調査は8月22日、午前10時30分頃に行いました。

申請人は、圃場整備事業を実施するため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、本人他2名の家族が従事し、約8ヘクタール米と野菜類を作付しています。

認定農業者の認定を受けています。

申請地の利用予定としては、圃場整備事業を実施し、引き続き米とその他野菜できゅうり、ブロッコリーなどの作付けする予定です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議案第4号、番号8番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域への編入です。

申請人、所有者、土地の所在、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は道の駅明治の森黒磯より北に1.2キロメートルに位置しています。

調査は8月22日、午後1時45分頃に行いました。

申請人は、隣接地で営農していますが、農業経営の規模拡大を図るため申請地を利用するにあたり、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、酪農業を営み、家族5人で従事しており、主な作物は飼料作物で17ヘクタール作付しております。

認定農業者の認定を受けております。

申請地の利用予定としては、飼料作物を作付けしていきたいとの事です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、変更相当として市長へ回答いたします。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

《休憩》

議長 議案第5号「農業振興地域計画変更について（除外）」を議題といたします。

番号1番、2番及び3番について藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりであります。

申請地はJR那須塩原駅よりへ1.5キロメートルに位置しております。

現地調査は8月22日、午前11時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外であります。

除外をしようとする理由といたしまして、申請人は電設会社の役員をしており、現在社員や社用車の駐車場で利用している場所は借地であり、この度この土地を返すこととなり、駐車場が無くなってしまいますので、事務所にも隣接している私所有のこの土地に駐車場を整備するという事です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものであります。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は8月22日、午前11時10分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由といたしまして、申請人は家計の安定と土地の有効利用を考えて申請をいたしました。

申請地は、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にあるので第1種農地区分となります。

農地転用は原則不許可の地域ですが、本件は既存集落に接続して、その集落内に居住する者が店舗を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして議案第5号、番号3番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりであります。

申請地は那須塩原市立高林中学校から北東へ約800メートルの所に位置しております。

現地調査は8月22日、ちょうど12時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由といたしまして、環境問題やエネルギー安全供給の観点から再生可能エネルギーの普及拡大が本格化している。一方当該地域では農業従事者の高齢化と後継者不足等から耕作意欲も低下しており、農地の有効利用も支障を来している状況であります。こうした中、太陽光発電システムの設置計画を地元にて提案したところ地権者の理解も得られたと言う事です。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分

となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める割合が3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、除外相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田利男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田利男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 それでは、今の説明ですと、出てきたものは全部畑、農地という事で、これが14ヘクタールで、これが3分の1を超えていないということは、相当な面積が行われる感じがするのと、どの位の規模なのか教えてもらいたいのが、一つ。

それから太陽光設置するためには、東京電力の許可と経済産業省の許可も必要だと思うのですね。この許可を得ているのか、それともこの農業委員会の許可を得てからその許可を得るのか、その辺の段取りというか、どの段階で出てきたのかな、というのが一つ。

もう一つ、これ環境問題を考えている、再生エネルギー等でやるというのは、ある意味、環境問題というのは、両面を持っているのでは、これ自体、太陽光は再生可能エネルギーで環境に対して優しいという面もある意味持っているのですけれども自然の山林とか農地、これも既に環境に役に立つようなものを壊して作るというのが、環境問題の解決になるのか。反面、その地元の意向を聞けば、耕作者が高齢化していて、こういった物を作ることによって、お金も利益も出ると。なかなかこれは、難しい問題をかかえているなど、ちょっと複雑な気持ちなのですけれども、とりあえず、規模と申請がどの段階で出てきているのか。分かれば教えて頂きたい。

事務局 事業計画の全体の敷地は、約60ヘクタールになります。こちらの申請が出る前に経済産業省の認定通知とか電力会社の電力需給契約申込が出ている状態です。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 今ので、県からの審議にかかって許可相当だと思うのですが、この件に関しては、後はですね、那須野が原土地改良総合開発の受益地に入っていると、私が調べてきた訳ではないのですけれども、そっちの許可も県の審議会を通して、それも通過していると解釈してよろしいのか。そこまで、事務局が把握しているかどうか。多分、地権者に土地改良区の理事長さんですからね、元農業委員やっていた方ですから、その辺は、完璧にやって来ていると思うの

ですけれども、その辺も事務局は掌握して、県も当然ながら那須塩原市農業委員会が許可せざるを得ないだろう立場だと思うのですけれども、県の審議会でそこまで調べているのを事務局で把握しているのか、していないのか。聞きたいのですけれども。

事務局 県の審議会の方は、転用の申請が出てから、それから県の審議会になるのですけれども、こちらの申請については、まず栃木県の本課の方で、事前協議の方が済んでいる状態です。

細く説明しますと、こちらの県の審議会の申請に当たって、従前に申請人の方で各土地改良区、こちら換地処分になっている所もございますので、まず土地改良区の方に相談の方をしまして、手続きの方を踏んだ上で、進めていると言う事を聞いております。ただ、何月何日に土地改良区においてという事は、この場では把握等しておりません。以上でございます。

石崎清 委員 例えば、ここで審議をかけて除外相当ですよという答えが出ると、審議会でもまだ、その問題に対して答えが出ていないのに、そういう風に先に除外の申請をしていいのか、どうか、その辺もちょっと。私個人で地元だとすれば、そういう手続きも踏まえてその答えが出てから、そういう除外相当の手続きをして下さいっていう、私ら農業委員会の地元だったら、そういう手順を踏みたいと自分では思っているのですが、その辺事務局で受け付けた時は、どういう、皆さん農業委員でこういうふうになる時があると思うのですが、その辺のアドバイスというか農業委員のこれからの為にも、ちょっと教えて頂きたい。

事務局 今回の除外申請が出て、除外相当になってから、転用申請が出るという流れになります。今回は、あくまでも、法律的に全体の面積の3分の1を超えない範囲での計画で、それについて除外相当なのかどうかという事で農業委員会の方に諮られている状態です。

石崎清 委員 今の答えでは、紛らわしいというか、ちょっとはっきりした回答には、ならないのではと私は思うのですけれども。除外相当にすると言う事は、今度は農地転用にかかってくる訳ですよ、近いうちに、その時土地改良区の問題だ、なんだと言った時、その時除外して、前に除外を受ける前に、そっちの内容も詳しく分かっている、除外申請をするのが筋だと思うのですけれども、違うのかな。

藤田一郎 委員 手続き上の話なので、今の話しというのは、基本的には許可というのは、あくまでも下から申請があがってくるものですから、今の段階で許可が出るものではありません。実際には、これにつきましては、国までいきますので、国まで全部事前に協議しまして、一応、内諾というか、農業委員会もそうだと思うのですけれども、何かするにあたっては事務局で、ある程度話しを聞いて理屈に合った部分と言う事で、まあいいでしょと言う事で出ているというのが現状だと思うのですけれども、そういうふうな中でできているので、これは、あくまでも農振の関係は、農務畜産課なので、農務畜産課に申請が行った時点で、農業委員会に意見どうですかと来ている内容です。ですから基本的には、国も県も事務的な部分では、大丈夫じゃないのですかというふうな段階で内諾を得ています。

議長 他に質疑ご意見は、ございますか。

事務局 時間を取らせてしまって申し訳ございません。事務局の方で、補足の説明と訂正の方をさせていただきます。先程、わたくしの方の発言で、土地改良区の方とは相談なりを申請者の方でしていると言う事ですが、農振除外の方の申請に当たって、農務畜産課の方の添付書類の中に土地改良区等の組合員、今回ですね、組合員の方は、勿論数名おりますが、その方々から土地改良区に、こういった案件で農地転用を行った場合。決裁金等についての、契約等を出して土地改良区の方から、承認を頂いた上で申請の方を出しているという事実がございます。以上で

す。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田利男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

人見二三夫 委員 先程の説明のなかで高齢化になってという話があったけれど、この人等の名前を見ると殆ど後継者がいるのですよね。だから高齢化という事は、どの人を例えて高齢化と言っているのか不思議に思うのだけれども、殆どこの人の名前の裏方とかそういう所には後継者が揃っているみたいな状態なのですけれども、そういう中で老いて高齢化という言葉を使って通すべきなのか、どうなのか、ちょっと不思議に思っていますけれども、どうでしょうか。

議長 暫時休憩します。

《休憩》

事務局 先程の質問に対しまして、補足説明をさせていただきます。人見委員からの事業計画にありました理由等につきまして、後継者不足、担い手不足というような形でございました。こちらのお話につきましては、真摯に事務局の方で受け止めまして、この事業計画書を依頼した農務畜産課に、事務局からの指摘事項の一つとして事務局から、お話の方をさせていただきたいと思っておりますので、それでご理解いただければと存じます。事業計画自体は、全体事業面積の3分の1というような形になっておりますので、許可相当として、事務局で議案を載せさせていただいた次第でございます。以上でございます。

稲垣政一 委員 第5班として、現地調査したのですが、申請の14町歩は一体でなくて飛び地になっているのですよね。中には耕作放棄地がありまして、一体でないという事だけは、皆さんご理解していただきたいと思っております。以上です。

三本木直人 委員 今この辺の農業委員さんと話しをしたのですが、多分事業計画書は、かなりプロが入って出てきている、法律家も入ってしっかりできているだろうと。例えばここで我々が反対すると逆に訴えられるとか、そういう可能性もあるだろうと、ただ今異議がありませんかと言われれば、素直に認められない、折衷案を取れば意義はありませんけれども、一部分として農地は、ちょっと考えて頂きたいとか、すんなり認めたという形にはしたくないような気もするのですけどね。なかなか難しいのかな。

議長 今回のこの件については、農業委員会としての意見だけです。その他の部署の問題については、他の部署に全部照会しております。県においても土地改良区にしても、全部それぞれの組織に全部照会しておりますので、他の組織に所轄する分についての案件については、今回の議論ではなくて、農業委員会として例えばこれが、農地転用が出た時に許可できるかどうかの判断をして頂きたいと言う風に思います。この問題が後で除外していいか、どうかの会議が開かれます。その段階で例えば、農業委員会としては、こういう理由で反対ですというような物が反対の場合は出てくるというような事になるので、ここでどうのこうのでは無くて、実際の農業委員会の判断は、実質的に転用の段階で、他の条件とかそういう物で法律的には判断すると。今回は市長の照会と言う事で。転用の許可とかの意見ですから、意見回答ですから若干違うような気がしますので、その辺を踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に質疑ご意見ないようでしたら、このままで終わす訳にいけませんので、挙手でお願ひしたいと思ひます、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に質疑ご意見よろしいですか。質疑ご意見無いようでしたら、異議なしと言つてもなかなか

回答がないようですので、この議案第5号、番号3番について賛成の方の挙手を求めます。

《賛成多数》

賛成多数でございますので、番号3番については、変更相当として市長へ回答いたしたいと思っております。

続いて番号4番について石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第5号、番号4番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原市立南小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由、申請人は車庫兼物置が現在まで農地の上に建っているとはわかりませんでした。今回の測量に伴い、農用地であることも判明したため除外の申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、変更相当として市長へ回答いたします。

続いて5番、6番について竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員 議案第5号、番号5番、6番について報告します。

まず初めに5番からです、調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園より南へ1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前11時35分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は建築業を営んでおり、自宅居間を事務所として使っておりますが、事業の多様性に伴い専用の事務所が必要であり、それに伴う駐車場及び資材置き場も確保したいとの事です。申請地は、自宅と農地も地続きであるため、作業の利便性を鑑みると最適値と考え今回の申請に至りました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、番号6番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は市立南小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時50分頃に行いました。

変更の目的は農用地域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在大型倉庫の貸倉庫業を営んでおりますが、最近新規の話しが持ち上がり倉庫を建設したいとの事です。申請地は現倉庫の隣接地であり、予定貸主のニーズに合致しているため今回の申請となりました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、変更相当として市長へ回答いたします。

続きまして、7番及び8番について竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員 議案第5号、番号7番8番について調査班を代表して報告します。

まず7番から、農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原市烏ヶ森公園より南西へ2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前11時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は那須塩原市内で倉庫業を営んでおりますが、現在使用している倉庫が手狭になった事とトラックの大型化や夜間の駐車する際の騒音などの問題から申出地が影響少なく幹線道路に接続し、倉庫業に最適な場所と判断し申請したとの事です。



申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします。

続きまして、番号8番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原市立南小学校より北へ1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前11時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請地は平成16年に自宅を建築した以前より宅地と認識していたため進入路として利用しておりましたが、所有地を調査測量したところ農用地であることが判明したため今回の申請となりました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号9番及び10番について渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員 議案第5号、番号9番10番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原市立西小学校より北へ150メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時50分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由としては、申請人は現在借家に住んでいますが、将来は親の介護の事等を考えて実家に近くに新築したいと考えて申請したとの事です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして番号10番について調査班を代表して報告いたします。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は西那須野・塩原インターチェンジより東へ500メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由としては、自宅を建築した頃から宅地の一部として利用してきたが、孫が同敷地に新築する計画があり調査したところ農用地と判明したため申請したとの事です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号11番及び12番について渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員 議案第5号、番号11番12番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は西那須野・塩原インターチェンジより東へ500メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前10時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由としては、現在アパートに家族4人で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家の近くに新築したいと考え祖母の所有地に建築する事になり

申請したとの事です。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして番号12番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は狩野公民館より南東に約1キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由としては、申請人は現在運送事業を営んでおりますが、需要の増加に伴い業務拡張をしており、駐車場が不足してきているため、今回の申請に至ったとの事です。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号11番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号12番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので渡邊透委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については、変更相当として市長へ回答いたします。

続いて番号13番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第5号、番号13番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人・所有者・土地の所在・地目・面積・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は那須塩原市折戸公民館より南東へ500メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午後1時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由として、山林に囲まれ作物の生育が悪い上後継者もいないため、規模の

縮小を考えていたところ、太陽光発電の話しがあり借地料等条件が合ったため除外を申請するとの事です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本申請は隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、農地の占める割合が3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の農地転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号13番について質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 先程も質問したのですけれども、この申請は多分3番の方と同じ申請人になると思うのですよ、この折戸の太陽光設備は既に関谷地区に大規模な太陽光発電計画があり、その一部の場所なのではないでしょうか。これは、さっき3分の1を超えないと言ったのでその隣接している所の前に言った太陽光発電設備の所を言っているのですか。

渡邊透 委員 地元調査委員なのですが、日の出の場所とはまた別の場所です。

石崎清 委員 そうすると、さっきの説明のなかの3分の1の中にその山林も太陽光発電を計画しているという解釈していいのでしょうか。総面積は山林とこの農地の部分を入れて約どの位の面積か教えてください。

事務局 事業面積の方につきましては、約25ヘクタールでございます。こちらの方は登記簿等の面積でご案内の方をさせていただきます。その内の、3分の1以下という事で今回照会の方がきているという段階でございます。以上でございます。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 大変驚きました。60町歩に加えて25ヘクタール。農業委員の立場として、住民としても、市は太陽光事業についてどのように考えているのか、1回聞いてみたいような気がしますね。農業委員会に申し込んでもらってもいいのですけれども、これでは無秩序にどんどん太陽光発電の設置になっていくのか。例えば我々にすれば、貴重な水源ですよね。あれは。

議長 その議論は、別の機会にお願いしたいと思います。

三本木直人 委員 是非、やってもらいたい。

議長 それでは、この案件について他に質疑ご意見ございませんか。

《特に意見なし》

他に質疑ご意見無いようですので辻野京子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立三島中学校より北西へ約75メートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時45分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番、3番について藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりであります。

願い出地は、市立鍋掛小学校より南東へ約1.8キロメートルに位置しております。

現地調査は8月22日、午前9時30分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地及び宅地への進入路となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されております。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第6号、番号3番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は市立鍋掛小学校より南東へ約1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は8月22日、午前9時30分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、空中写真が添付されております。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田利男委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。  
次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田利男委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。  
番号4番について金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第6号、番号4番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立南小学校から南東へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は8月23日、午前9時55分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班とも非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第7号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農地の売渡したいとの申出があったことから、認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行う者へ農地の利用集積が図れるよう、農業公社などの農地利用集積円滑化団体が、一時的に申出地を保有する必要があるか確認するものです。

申出人・売渡を申し出た土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。

現地調査は、8月22日午後1時40分頃に行いました。

申出地は、道の駅明治の森・黒磯より西に約1.5キロメートルに位置しています。

申出に至った経緯は、高齢の為経営規模を縮小していきたいと思い申請に至りました。

現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入れが必要であると判断しました。

地元調査員・調査班ともに、円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書21ページが「利用権設定関係」の案件で1件、合計面積は、6,522平方メートルとなります。続いて22ページから23ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は39,561平方メートルとなります。調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われれます。以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に報告第1号「第13回総会（7月）における継続審議案件について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 《説明》

議長 説明が終わりました。

ここで三度暫時休憩とします。

《休憩》

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

6 番

---

7 番

---